

指定福祉避難所

開設・運営マニュアル

～ 指定福祉避難所とは ～

一般の避難所で過ごすことが難しいと判断される人の快適性の向上を目指し、施設と調整の後に開設可能な民間の避難所施設です。

指定福祉避難所は、直接避難できません。

まずは指定一般避難所へ。

令和7年1月策定

北名古屋市

目 次

■ 第1章 指定福祉避難所とは

- 1 災害救助法適用による指定福祉避難所の開設
- 2 指定福祉避難所について
- 3 指定福祉避難所等を開設する災害
 - (1) 災害救助法適用施行令 適用基準
 - (2) 災害救助法施行令（抜粋）
- 4 災害救助法適用前の福祉避難所の開設について
 - (1) 災害救助法適用前の福祉避難所の開設
 - (2) 災害救助法第二条第2項（抜粋）
- 5 事前の周知・広報
 - (1) 指定福祉避難所の周知・広報
 - (2) 周知・広報する内容
- 6 開設・運営訓練の実施

■ 第2章 災害時における指定福祉避難所等の開設・運営

- 1 指定福祉避難所開設までの流れ
- 2 指定福祉避難所の開設
 - (1) 施設の被災状況の確認・広報
 - (2) スクリーニング
 - (3) 開設要請と受入要請
 - (4) 要配慮者の移送
 - (5) 指定福祉避難所の開設期間
 - (6) 指定福祉避難所開設後の市災害対策本部の役割
 - (7) 統廃合と解消
 - (8) 受入者減少時の市災害対策本部の役割
 - (9) 統廃合と閉鎖の手続き
- 3 指定福祉避難所（社会福祉施設等）の運営
 - (1) 名簿の作成・管理
 - (2) 人員配置（人的支援要請）
 - (3) 受け入れスペースの確保

- (4) 食料及び物資の受取・提供・管理
- (5) 緊急時対応
- (6) 報告書（日報）の提出

4 緊急入所としての運営

5 費用の積算及び請求

- (1) 指定福祉避難所等の費用積算
- (2) 請求手続き
- (3) 緊急入所の費用積算と請求手続き

■ 第3章 守秘義務・開設運営訓練・意見交換会等

- 1 指定福祉避難所の開設運営に係る訓練等の推進
- 2 意見交換会等の開催
- 3 守秘義務の遵守

■ 《資料編》熊本地震での課題とその対策

- 1 指定福祉避難所の周知・広報の実施
- 2 専門性のある人員の不足
- 3 物資の供給・搬送体制の未整備
- 4 指定福祉避難所対象施設の不足

■ Q & A

■ 第1章 指定福祉避難所とは

必要に応じ、要配慮者を滞在させることを想定した避難所です。災害が発生し、指定一般避難所を開設後に、必要と判断された場合に開設される、二次的な避難所のことです。指定基準は次のとおりです。

- 要配慮者の特性に応じ、円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- 災害時、要配慮者が相談または助言、その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。
- 災害時、要配慮者を滞在させるために、必要な設備等が確保されていること。

(参考) 要配慮者とは

高齢者、障害者、妊産婦・乳幼児その他の特に配慮が必要な人（傷病者、内部障害者、難病患者等）

(参考) 避難行動要支援者とは

要配慮者のうち、自ら避難することが困難な方で、避難確保のため特に支援が必要な人。災害対策基本法による。

(参考) 災害時要援護者とは

平成25年6月の災害対策基本法改正により、要配慮者と、（要配慮者のうち）特に支援が必要な避難行動要支援者という表現に代わりました。

1 災害救助法適用による指定福祉避難所の開設

民間施設の指定福祉避難所は原則、災害対策基本法に定める災害が発生し、災害救助法が適用された場合、またはその適用が見込まれる場合に、市より民間施設に開設を要請します。

※ 災害救助法が適用された場合、国より国庫負担金が措置されます。

なお、「北名古屋地域防災計画」に定める公共施設の福祉避難所は災害救助法の適用に関わらず、必要と判断された場合に開設します。

本マニュアルは、民間施設の指定福祉避難所について記述しています。

2 指定福祉避難所について

原則、災害対策基本法に定める災害が発生し、救助適用された場合、必要に応じて事前に協定を締結した社会福祉施設等に開設されます。小中学校体育館等の避難所での生活が困難な要配慮者を滞在させることを想定しています。

項目	指定福祉避難所	緊急入所施設
対象者	要配慮者のうち 特別養護老人ホームや障害者支援施設などの緊急入所・短期入所等の必要はないが、指定一般避難所での生活が困難な身体又は精神状況となった者	要配慮者のうち 特別養護老人ホームや障害者支援施設などの緊急入所・短期入所等による対応を必要とする身体状況となった者
根拠法令	災害対策基本法 災害救助法	介護保険法 介護保険条例 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）
人員配置	生活相談員等を概ね 10 人に 1 人配置 ※原則：専門知識・資格を有する人	根拠法令の基準に基づき確保
面積基準	1 人当たり概ね 2 ～ 4 m ² 確保	根拠法令の基準に基づき確保
費用負担	運営経費は、災害救助法に基づき 国庫負担措置	通常の介護報酬請求・介護給付費請求
設備	対象者の状況に応じて提供：簡易ベッド（段ボールベッド）、ポータブルトイレ、間仕切り段ボール、投光器 など	
	※指定福祉避難所として協定締結している施設は、別冊資料に掲載のとおりだが、今後も対象となる施設の拡充を図る。	※人員配置基準及び面積基準について、災害時における国の通知による緩和措置がある場合は、その基準に従う。 ※指定福祉避難所の対象区分参照。

(参考) 指定福祉避難所の対象区分

	項目	施設	対象者	人員 配置	面積 基準	求償	
大 ↑ 緊 急 性 ↓ 小	入院加療	医療機関	身体状況等の悪化により、入院加療(医療処置や治療)を要する要配慮者	基準による人員配置	基準面積を確保	応急的な処置のみ 災害救助法	少 ↑ 対 象 者 数 ↓ 多
	緊急入所施設(短期入所)	特別養護老人ホーム(入所) (緊急入所可能施設)	介護保険法や障害者総合支援法に基づく入所介護や療養等が必要な要配慮者→介護保険施設、障害者福祉施設へ	基準により生活相談員を配置	基準面積を確保	介護保険法 障害者総合支援法	
	指定福祉避難所	特別養護老人ホーム又は介護等高齢者福祉施設等	専門性の高いサービスを必要とし、指定避難所での避難生活では生活に支障をきたす(困難な)要配慮者	概ね 10 人に 1 人配置 ただし、家族による支援も可	4 m ² /人以上	災害救助法	
	指定一般避難所	小中学校の体育館等の避難所 体育館の一部スペースや教室等を利用した福祉避難室	市民等	避難所内で組織される避難所運営委員会	4 m ² /人 世帯構成により変動有		

3 指定福祉避難所を開設する災害

市内に地震及び風水害その他の災害が発生し、災害救助法の適用を受けた場合、指定一般避難所等への避難が困難な要配慮者を受け入れてもらうため、協定を締結した施設等に対し、指定福祉避難所の開設を要請します。

「災害救助法の適用」については、災害による被害の程度が、災害救助法施行令に定める適用基準に達し、または達する見込みがある場合、県に対して災害救助法の適用を要請し、知事が市町村単位として適用を決定します。

(1) 災害救助法適用施行令 適用基準

- ① 市内の80世帯以上の住家が滅失した場合
- ② 県内2,500世帯以上の住家が滅失し、市内40世帯以上の住家が滅失した場合
- ③ 県内で12,000世帯以上の住家が滅失し、市内の被害世帯者数が多数である場合

災害が隔絶地域に発生する等、災害にかかった者について、食品の供与等に特殊の補給方法を必要とし、または救出に特殊な技術を必要とする場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合

- ④ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、多数の者が避難して継続的に救助を必要とし、または食品の供与や救出等に特殊な技術等を必要とする場合

(2) 災害救助法施行令（抜粋）

（災害の程度）

第一条 災害救助法（昭和22年法律第108号。以下「法」という。）第二条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 一 当該市町村区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区もしくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅したこと。
- 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める以上の世帯の住家が滅した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅したこと。

三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める以上の世帯の住家が滅失したと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

四 多数の者が生命または身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

- 2 前項第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

別表第一（第一条関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅した世帯の数
50,000人以上100,000人未満	80 世帯

別表第二（第一条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅した世帯の数
3,000,000人以上	2,500 世帯

別表第三（第一条関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅した世帯の数
50,000人以上100,000人未満	40 世帯

別表第四（第一条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅した世帯の数
3,000,000人以上	12,000 世帯

4 災害救助法適用前の指定福祉避難所の開設について

(1) 災害救助法適用前の指定福祉避難所の開設

指定福祉避難所は原則、市が災害救助法の適用を受けた場合に、必要性を判断して開設しますが、災害救助法の適用前であっても市災害対策本部の判断により開設を要請する場合があります。

これは、突発的かつ大規模な地震災害や、長期的な激しい雨による洪水等が発生した際は、災害救助法が適用される前に災害による被害が拡大し、要配慮者が避難できない場合や、災害救助法第二条第2項に基づき、災害により甚大な被害が発生するおそれがあるため、災害が発生した際に災害救助法が適用されるよう事前に市から県に「市町村災害救助法適用意思確認書」を提出する場合があります。

(2) 災害救助法第二条第2項（抜粋）

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第二十三条の三第二項(同法第二十四条第二項又は第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。

5 事前の周知・広報

(1) 指定福祉避難所の周知・広報

指定福祉避難所等の周知・広報については、「災害時協定団体及び指定福祉避難所等となる施設一覧（仮称）」を市ホームページに掲載します。

これは、指定福祉避難所に関する情報を広く住民に周知することで、災害時における指定福祉避難所としての機能を発揮できるようにするためです。

(2) 周知・広報する内容

指定福祉避難所（社会福祉施設等）は、指定一般避難所での生活が困難な要配慮者のための二次的避難所であり、受け入れの決定は市災害対策本部が行います。指定福祉避難所へは、自己判断での避難はできません。

- ① 市の広報活動や総合防災訓練などを通して平時から広く市民に指定福祉避難所についての周知を図るとともに、その役割や利用方法などの理解と協力を求めます。
- ② 要配慮者と家族に対しては市の広報活動のほか、民生委員・児童委員や保健師等の活動・支援機関等を通して周知を図っていきます。

6 開設・運営訓練の実施

指定福祉避難所の開設・運営訓練は、災害時を想定した関係者による実践訓練を行うとともに、自治会等の地域団体、民生委員児童委員、地元住民及び障害者団体等の協力による要配慮者など多くの方々に参加を呼びかけ、災害発生から指定福祉避難所の開設、運営までの具体的な手順について確認していく必要があります。

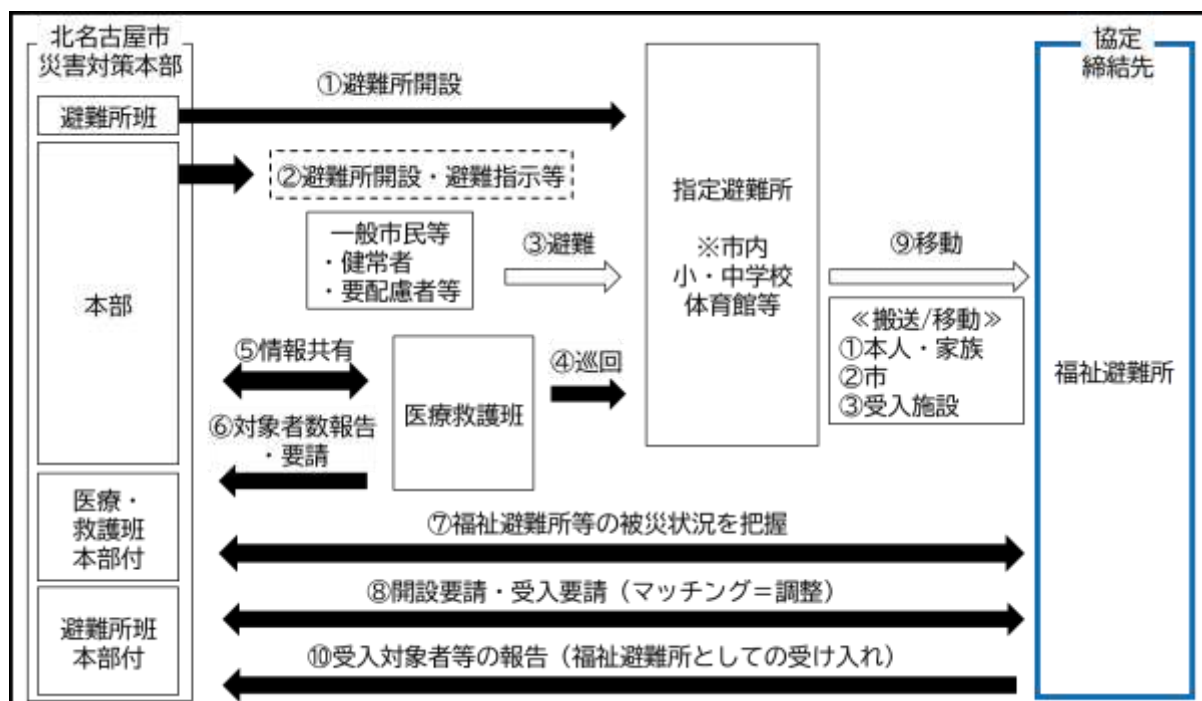
訓練を通して、実施体制やマニュアル等を検証し、見直しを図ることで迅速かつ的確な指定福祉避難所の開設・運営に役立てます。

また、要配慮者は様々な特性を有するため、その特性をすべての関係者が理解するとともに指定一般避難所や指定福祉避難所での接し方について、訓練を通して理解を深めていく必要があります。

■ 第2章 災害時における指定福祉避難所の開設・運営

1 指定福祉避難所開設までの流れ

指定福祉避難所開設までの流れ（社会福祉施設等）



※ 風水害による災害では、明るいうちに避難できるよう予防的避難指示等を発令します。

流れの説明	
①②	災害発生の際、「北名古屋市地域防災計画」に基づき市災害対策本部を設置し、避難所班は指定避難所（小・中学校体育館等）を開設する。
③	被災された方は、それぞれの判断や市災害対策本部からの避難指示等を受け、指定避難所に避難する。
④	医療・救護班は避難所班と連携し、指定避難所開設初日より各避難所を巡回する。
⑤⑥	医療・救護班は自宅や車中泊を含む指定避難所で収集した情報や避難者名簿の要配慮事項により福祉避難所の受け入れを必要とする要配慮者（入所対象者）を把握し、医療・救護班本部付と情報を共有する。
⑦⑧	避難所班本部付は、各施設の被災状況を把握し、福祉避難所の開設可否を確認する。また、医療・救護班の情報を確認し、協定締結施設等に対し福祉避難所開設の要請及び要配慮者のマッチングを行う。
⑨	避難所班本部付は、受入施設決定後速やかに要配慮者本人またはその家族等に連絡し、当該施設への移動を開始させる。
⑩	福祉避難所開設施設での要配慮者等の名簿を作成し、災害対策本部へ報告する。

2 指定福祉避難所の開設

(1) 施設の被災状況の確認・広報

災害が発生し、原則、災害救助法が適用された場合に、指定福祉避難所となる各社会福祉施設等の被災状況や受入可能人数等について、施設管理者は避難所班本部付に報告する。また、開所中の場合は、利用者や職員の状況についても報告する。

避難所班本部付は、指定福祉避難所となる各施設の状況を集約する。集約した情報は情報処理班が、市ホームページ等での公表や、新聞、テレビ、ラジオ等あらゆる情報手段により、最新の情報を市民等に提供する。なお、市民等へ情報を提供する際は、指定福祉避難所に直接避難しないように取り扱う。

(2) スクリーニング

医療・救護班は、避難者からの相談や巡回などを通して、要配慮者の把握（スクリーニング）に努める。また、スクリーニングにあたっては、様式第2-3号を参考に実施する。

避難所班本部付は、状況に応じ、災害発生後の限られた移送手段や限定的な指定福祉避難所の中で適切な指定福祉避難所へ誘導するよう努める。

(3) 開設要請と受入要請

市災害対策本部及び避難所班本部付は、指定福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、施設の被害状況を確認し、施設に対して指定福祉避難所の開設と要配慮者の受入を要請する。

開設要請（承認）書：様式第2-1号/要配慮者受入要請書（様式第2-4号）

◆ 実施にあたっての留意事項

① 避難所班本部付は、医療・救護班本部付の要請（要配慮者受入要請書様式第2-4号）を受け、施設の被害状況の確認結果を踏まえ、施設ごとの収容可能人数や受入体制等を勘案したうえで、受入可能な施設と調整（マッチング）を実施する。

施設側の了解を得たうえで、開設要請（承認）書（様式第2-1号）及び要配慮者受入要請書（様式第2-4号）により、開設及び要配慮者の受入を要請する。

② 受け入れ体制が整っていない施設には、指定福祉避難所の開設要請は行わない。

なお、受け入れ体制が整った時点で避難所班本部付へ連絡し、指定福祉避

難所として開設する。

- ③ 市災害対策本部を介さず要配慮者が直接当該施設へ避難してきた場合は、受入後に避難所班本部付を介し市災害対策本部の承認を受ける。

この場合、必要に応じて医療・救護班の保健師等が、直接面談により状態を把握し、医療・救護班本部付へ指定福祉避難所の受入判定を行い避難所班本部付に報告する。

避難所班本部付は受入が必要と判断した場合は、当該施設の指定福祉避難所開設の可否を確認し、開設可能であれば、医療・救護班本部付と連携し当該施設へ指定福祉避難所開設要請（承認）書（様式第2－1号）及び要配慮者受入要請書（様式第2－4号）により要請を行う。

また、施設管理者等は、対象者以外の避難者に対して指定福祉避難所の趣旨を説明し、移動が可能となった時点で指定一般避難所への移動を促す。

(4) 要配慮者の移送

要配慮者の移送は、原則要配慮者の家族または支援者により行う。家族または支援者による移送が困難な場合は、市災害対策本部が行う。なお、施設へ移送の協力を要請する場合がある。

◆ 実施にあたっての留意事項

- ① 要配慮者の移送支援は、次の優先順位により行う。また、市職員による移送については、災害対策本部が調整し実施する。

移送内容は避難所班本部付から当該指定一般避難所及び指定福祉避難所へ伝達し、情報共有するものとする。

【移送手段優先順位】

	移送者	備考
①	家族、支援者	要配慮者の状態を把握、対応が可能
②	市	家族等の同乗を原則とする。
③	施設	

※ ①、②が実施困難な場合は、施設にあらかじめ連絡のうえ、市災害対策本部より移送要請書（様式第6－1号）を施設へ送付する。

※ 施設が、要請による移送を行った場合は、移送記録簿（様式第6－2号）を作成すること。移送に係る実費は市へ請求を可能とする。また、指定福祉避難所等の統廃合（集約化）や避難所の閉鎖に伴う移送に関しても同様とする。

(5) 指定福祉避難所の開設期間

災害救助法に基づく指定福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災状況により災害救助法の適用期間が延長されるなど、開設の期間に延長が必要な場合は、市災害対策本部で協議し、避難所班本部付と施設が協議の上適宜延長を行う。

◆ 実施にあたっての留意事項

- ① 開設期間は、原則、市災害対策本部からの開設要請（承諾）書（様式第2－1号）に記載する。
- ② 延長期間は、市災害対策本部が国または県と協議の上必要最小限度の範囲で行う。
- ③ 指定福祉避難所の開設延長は、事前に避難所班本部付と当該施設が協議を行い決定する。開設延長の要請は文書により行い、また再延長も同様とする。

(6) 指定福祉避難所開設後の市災害対策本部の役割

指定福祉避難所を開設後、避難所班本部付は施設受入者に対し次のとおり支援を行う。

- ① 被災受入者への生活再建に係る相談支援業務。
- ② 各種支援制度への案内または手続きの支援業務。
- ③ 指定福祉避難所の早期解消支援。

(7) 統廃合と解消

指定福祉避難所の受入者が減少してきた時期においては、施設としての本来の機能回復に努める。また、すべての要配慮者が退所し、指定福祉避難所としての目的が達成された時は、施設は必要な原状回復を行い、指定福祉避難所を閉鎖する。

(8) 受入者減少時の市災害対策本部の役割

避難所班本部付は施設の規模、種類などを考慮し、要配慮者及びその家族に対して、関係機関と連携して、理解と協力を求めるための十分な説明を行い、統廃合を図る。

- ① 要配慮者及び家族の健康状況を把握。
- ② 希望施設との調整（マッチング）には、施設の場所、規模、移送など優先順位の聞き取り（ヒアリング）を実施する。
- ③ 移送手段の確認。

(9) 統廃合と閉鎖の手続き

市災害対策本部及び受入施設は、統廃合や閉鎖等に際し、次の手続きを行う。

① 市災害対策本部の動き

ア 公営住宅の優先的入居や仮設住宅（みなし仮設含む）案内などの住宅支援。

イ 指定福祉避難所を閉鎖した場合は、施設に対して「指定福祉避難所等解消通知書（様式第9号）」を交付。

② 受入施設の動き

受入施設の原状回復に要する費用は、指定福祉避難所等の開設・運営に要した経費に関する届出書（様式第4号）をもって実費を市へ請求。

3 指定福祉避難所（社会福祉施設等）の運営

(1) 名簿の作成・管理

施設管理者等は、指定福祉避難所として受け入れた要配慮者について、市災害対策本部から送付された要配慮者受入要請書（様式第2－4号）に記載された情報について、本人または家族等から聞き取りをし、要配慮者受入リスト（様式第5号）を作成する。

◆ 実施にあたっての留意事項

① 要配慮者受入リスト（様式第5号）は、市災害対策本部から施設へ送付された要配慮者受入要請書（様式第2－4号）に記載された情報を基に、指定福祉避難所の開設・運営を行う時に当該施設が作成する。

② 要配慮者受入要請書（様式第2－4号）に記載されている個人情報（医療情報等）は、要配慮者本人等からの聞き取り調査を行い、確認したうえで要配慮者受入リスト（様式第5号）に記入すること。

③ 日々の受入数及び退所数等は、原則報告書（日報）（様式第3号）により、市災害対策本部へ報告すること。

④ 受入者が退所する場合は、退所後に生活再建支援に必要な情報を連絡するため、可能な限り転出先を確認し、記録すること。

(2) 人員配置（人的支援要請）

概ね10人の要配慮者に対し、1人の生活相談員等配置とある国の基準で人員配置するよう努める。また、適切な支援のため、生活相談員等は看護師や介護福祉士等の専門職資格があることが望ましいが、専任の必要はなく、施設職員の兼務が可能とする。

◆ 実施にあたっての各機関の役割

資格等	役割
生活相談員	福祉避難所入所者の日常生活支援や相談業務。 関係機関との連絡調整。 医療処置や治療、高度介護サービス等を必要とする場合は入院加療や緊急入所（短期入所）により対応。
※相談員は原則施設の既存職員による。24時間体制による夜間配置が必要なため、交代要員を含めた人員体制とする。 ※施設での配置体制が難しい場合は、臨時的職員雇用やボランティアの活用も可能。 なお、臨時的雇用の実費については市に請求が可能。	
施設管理者等	専門的な人材等（介護福祉士、看護師、保育士等）のほか、人員不足の場合に不足する職種及び人数、活動内容、希望する活動日時等を取りまとめ、福祉避難所等ボランティア依頼票（様式第8号）により、社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）に依頼。
社会福祉協議会	施設からの依頼により、人材確保に努め、ボランティアを派遣。派遣を受けた施設は、活動完了時に報告書（日報）（様式第3号）の連絡欄に記載し、市へ報告。なお、要配慮者等受け入れを考慮し、ボランティア募集は介護福祉士、看護師、保育士等の有資格者確保に努力する。

(3) 受け入れスペースの確保

国の基準によると、指定福祉避難所等は、要配慮者1人に対し、概ね2㎡～4㎡を目安として設定し、避難生活に必要な空間を確保するよう努めるものとしている。併せて平時からできる限り施設内のバリアフリー化に努め、要配慮者の生活環境の整備に努めるものとする。

◆ 実施にあたっての留意事項

- ① 空き室等個室による受け入れやベッドの利用が可能な場合は、そちらを優先する。
- ② 個室が確保できない場合は、地域交流スペース又はデイサービスのスペース等を利用し、適切な広さの確保とプライバシーに配慮できるよう努める。
- ③ 授乳やおむつ替えが必要な産婦及び乳幼児に配慮したスペース確保に努める。

(4) 食料及び物資の受取・提供・管理

指定福祉避難所での要配慮者への食事等は、公平性を保ちつつ、可能な限りに対応できるように努める。食料・物資等は、施設管理者等が避難者の人数や状態に応じて、必要な物資及び数量を取りまとめ、物資等要望票（様式第7-1号）により、避難所班本部付に支援を求めること。避難所班本部付は物資等避難所要望集計表（様式第7-2号）により取りまとめ、食料・物資等受払簿（様

式第7-3号)を作成・管理を行い、情報処理班と情報を共有する。

食料・物資は、各施設で一定量保管し、必要な場合には、次により調達する。
なお、施設管理者等は食料・物資等の受入時は、食料・物資等受払簿(様式第7-3号)を作成し管理を行う。

- ① 流通市場から、直接調達により施設へ搬入する。
- ② 指定福祉避難所代表施設を選定し、代表施設は物資の受け入れ及び備蓄を行う。また、代表施設から各指定福祉避難所への配送は、指定福祉避難所協定締結団体加入施設、市社会福祉協議会、地域団体のボランティアの協力が必要となる。
- ③ 物資拠点(市総合体育館)から、施設へ搬入する。

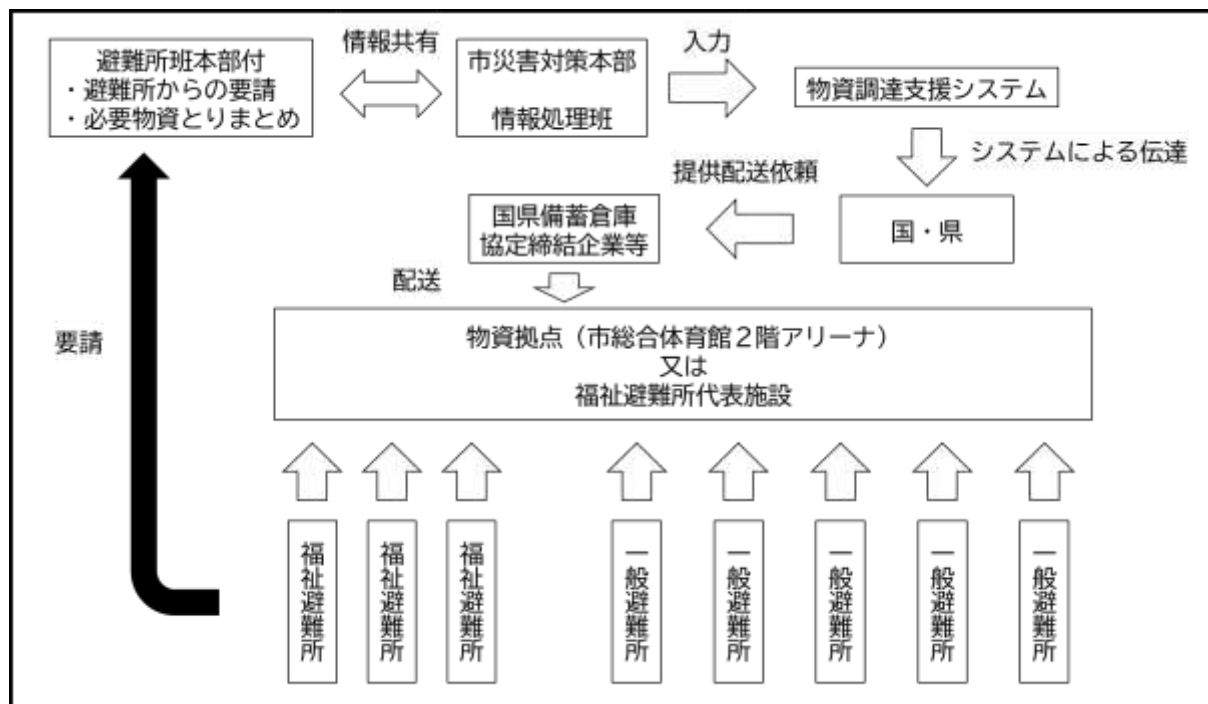
【指定福祉避難所における受入者へ提供する物資(例)】

- ① 被服、寝具及び身の回り品：洋服、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘、簡易ベッド等
- ② 日用品：石鹸、シャンプー、歯磨き粉、ティッシュペーパー等
- ③ 衛生・救急用品：マスク、絆創膏、消毒剤、ガーゼ、紙おむつ、生理用品等
- ④ その他：紙皿、箸等の食器等

※ 生活するうえで必要な物資が対象。

※ 物資拠点は発災後、速やかな開設を目指す。発災直後は備蓄物資での対応となる。

物資供給イメージ（物資拠点稼働後）



※ 物資拠点は発災後、速やかな設置を目指しますが、発災直後はそれぞれ備蓄物資で対応することとなります。

(5) 緊急時対応

指定福祉避難所に受入した要配慮者が、身体状況等の悪化により、医療処置、治療等が必要と判断される場合は、医療機関へ速やかに移送するなど適正な対応を図る。

◆ 実施にあたっての留意事項

- ① 受入者の身体状況等の悪化により、指定福祉避難所での生活が困難と認められる場合は、施設は速やかに市災害対策本部へ連絡し、指示を受ける。また、今後の対応については、市災害対策本部、身元引受人及び関係機関と協議する。
- ② 緊急に医療処置等を要する場合は、医療機関の受診や救急車を要請するなど、施設の判断により対応する。その後、速やかに市災害対策本部へ報告する。
- ③ 指定福祉避難所内で要配慮者と既存施設入所者のトラブル等が発生した場合は、状況により警察署へ通報するとともに、市災害対策本部に対して情報共有を図る。

(6) 報告書（日報）の提出

施設管理者等は、要配慮者の受入状況等について、報告書（日報）（様式第3号）により、市災害対策本部へ報告すること。

◆ 実施にあたって留意する事項

- ① 施設管理者等は、要配慮者の受入状況等について、報告書（日報）（様式第3号）により、毎日、市災害対策本部へ報告を行う。また、施設の状況に変動があった場合も、被災状況報告書（様式第1号）により報告をする。
- ② 報告は、ファクシミリ又は電子メール等を使用し、市災害対策本部があらかじめ指定する時刻及び連絡先へ行う。
- ③ 日ごとの受入人数、当該指定福祉避難所の新規受入者（退所者）の氏名等を市災害対策本部へ報告すること。特に受入人数は、受入前後に市災害対策本部と調整した人数と整合性を図る必要がある。また、自宅へ帰宅されるなど退所者が発生した場合は、可能な限り転出先を確認し記録する。

4 緊急入所としての運営

指定福祉避難所等での生活が困難な高齢者（要介護度が3以上を想定）又は、障害者（障害支援区分1以上）については、緊急入所として特別養護老人ホーム等の短期入所（ショートステイ）または、障害者支援施設等の短期入所を活用するなど適切に対応すること。

◆ 実施にあたっての留意事項

- ① 市災害対策本部は、対象者の判断にあたっては、関係機関と連携し、実際の身体の状態等を確認したうえで入所を決定すること。
- ② 緊急入所による入所者は、入所期間について、指定福祉避難所における開設期間（通常7日以内）と同様とする。
- ③ 緊急入所による短期入所は、社会福祉施設等の短期入所に準じて対応（人員配置や面積の確保を含む）することとし、受入に際し、必要となる経費は通常の介護報酬請求又は、介護給付費請求により行うものとする。
- ④ 報告書（日報）（様式第3号）の作成及び報告等については、介護保険法又は障害者総合支援法の規定によるもの以外については、指定福祉避難所の開設運営に準じて取り扱う。

※ 他に災害時における国の特別対策等が講じられた場合は、それに準じる。

5 費用の積算及び請求

(1) 指定福祉避難所等の費用積算

指定福祉避難所等（社会福祉施設等）が、避難所の開設運営のため要した費用及び市災害対策本部の要請に基づき施設等が実施した事項に係る費用は、所要の実費を市が負担する。

◆ 実施にあたっての留意点

- ① 施設等が、指定福祉避難所の開設運営のために生活相談員等の配置に要した人件費、災害時の受入者に要した食費及びその他の費用については、市が負担する。
- ② 災害救助法に基づく費用負担基準を目安とするが、絶対上限ではなく、災害の規模や被災者の状況により変動する場合がある。

(2) 請求手続き

市への費用請求にあたっては、指定福祉避難所等の開設運営に要した経費に関する届出書（様式第4号）を請求書と併せて提出すること。なお、請求書の様式については任意とする。

指定福祉避難所等の開設期間が長期化する場合は、開設期間中であっても月単位等により、指定福祉避難所等の開設運営に要した経費に関する届出書（様式第4号）をもって、市に対し費用の請求を行うことができる。

費用の積算根拠となる領収書等の支払伝票の証拠書類等は、施設で整えて（5年保存）おく必要があり、必要に応じて市による監査を実施する。

(3) 緊急入所の費用積算と請求手続き

介護保険法に基づく介護報酬請求または障害者総合支援法に基づく通常の介護給付費請求により請求を行うこと。ただし、介護サービス料等または介護給付費等の自己負担分については、介護保険制度または障害者総合支援法に係る減免等の仕組みを活用したうえで発生する分を市が負担する。

◆ 実施にあたっての留意事項

- ① 緊急入所の運営に要した費用は、通常の介護保険法に基づく通常の介護報酬請求又は、障害者総合支援法に基づく通常の介護給付費請求により請求を行う。
- ② 緊急入所として受け入れた施設は、利用者の自己負担分請求を、緊急入所による利用者負担分の費用に関する申請書（様式第10-1号）に、緊急入所による利用者負担分の費用に関する利用状況一覧（様式第10-2号）を

添えて、市の担当課へ提出する。

③ 開設期間が長期化する場合は、開設期間中であっても月単位等により、市に対し費用の請求をすることができる。

④ 費用の積算根拠となる領収書等の支払伝票の証拠書類（５年保存）は、施設で保管しておく必要があり、必要に応じて市による監査を実施する。

※ 災害時における国の特別対策等が講じられた場合はそれに準じる。

参考「災害救助法による基準」

○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（抜粋）

第２条 法第４条第１項第１号の避難所及び応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

１ 避難所

（中略）

ハ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、１人１日当たり３３０円以内とすること。

ニ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

※ 福祉避難所での必要な経費としては、生活相談員費、要配慮者に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用、その他、日常生活に必要な消耗機材等の費用であり、食費については１人１日あたり１，１８０円以内とされます。（災害救助法施行令第３条第１項により知事が定める。）

■ 第3章 守秘義務・開設運営訓練・意見交換会等

1 指定福祉避難所の開設運営に係る訓練等の推進

災害が発生した時は、このマニュアルに基づき、指定福祉避難所の開設運営が円滑に実施できるよう、地域の防災訓練等と併せて、平時から災害時における震災対処実動訓練を実施しておくことが必要。

訓練を通じたマニュアル等の検証を行い、より実情に応じた改善・充実を図るものとする。

また、指定福祉避難所等の制度や災害時の行動を広く市民に理解してもらうため、訓練に要配慮者を含む多くの市民が参加してもらえよう啓発することが重要である。

2 意見交換会等の開催

指定福祉避難所等の開設時や訓練実施時等、協定締結施設等とは適宜、開設運営における課題や動向などに関する情報を共有し、このマニュアル等の見直しに努める。

3 守秘義務の遵守

指定福祉避難所の開設運営にあたっては守秘義務が課せられ、受入者等の情報を他に漏らしてはならない。これは、指定福祉避難所等を閉鎖した後も同様である。

また、指定福祉避難所等の受入者についての問合せ等の対応は、避難所班本部付が行うこととする。

■ 《資料編》熊本地震での課題とその対策

1 指定福祉避難所の周知・広報の実施

【課題】

- ・指定一般避難所での生活が困難な要配慮者が、指定福祉避難所の存在を知らない。
- ・一般の健常者が指定福祉避難所に避難され、要配慮者の受入ができなかった。

【対策】

- ・避難所運営委員会への周知、市職員・指定福祉避難所該当施設関係者・社会福祉協議会等関係者への周知及び訓練の実施。

【具体例】

- ・ ホームページ、広報誌、防災情報等での発信
- ・ 学校施設等（児童又は生徒を含む）の防災学習や訓練を機会とした講話
- ・ 施設職員への研修、震災対処実動訓練の実施

2 専門性のある人員の不足

【課題】

・ 多くの要配慮者が福祉施設を必要としたが、もともと専門性のある人材が充足していない中、専門性のある施設職員も被災しており、支援者となる専門性のある人員が不足した。

【対策】

- ・ 災害時に対するボランティア事前登録
- ・ 社会福祉協議会が運営するボランティアセンターによるボランティア派遣強化
- ・ 「マッチング事業」の活用
- ・ 他県または他市町等周辺自治体との連携強化

【具体例】

- ・ 施設等に従事する専門職への働きかけ

3 物資の供給・搬送体制の未整備

【課題】

・ 物資の供給・運搬体制が整備されるまで期間を要したため、開設した指定福祉避難所において発災当初は水や食料・生活必要物資等が不足する施設が多数あった。

【対策】

- ・ 市災害対策本部、各班、避難所等施設、企業との連携・共有
- ・ 搬送運搬者及び人材確保
- ・ 指定福祉避難所代表施設への搬送

【具体例】

- ・ 連携体制確認のための研修等の実施 ※発注、搬送までの手順の確認
- ・ 指定福祉避難所代表施設から各施設への搬送体制の確立
- ・ 指定福祉避難所等施設の備蓄保管場所の確保など

4 指定福祉避難所対象施設の不足

【課題】

- ・ 協定締結施設自体が被災し、建物損壊やライフライン途絶による機能の低下

【対策】

- ・ 協定締結先施設の拡充

Q & A

Q 1) 指定福祉避難所とは

A 1) 災害時に、指定一般避難所での生活が難しい方が、避難できる二次的な避難施設で、北名古屋市と協定を締結している社会福祉施設等となります。

Q 2) どのような人が避難できますか

A 2) 高齢者、障害者、乳幼児・妊産婦、その他特に配慮を要する方が避難対象者となります。(本人への確認後の判断要) このような配慮を要する方を「要配慮者」として支援します。

Q 3) どんな施設がありますか

A 3) 「高齢者福祉施設」、「介護施設」、「障害者福祉施設」、「医療機関」を対象とします。

Q 4) どこにありますか

A 4) 現在、災害協定を締結している施設は、西春日井福祉会が所有する特別養護老人ホーム「五条の里」、「あいせの里」、「ペガサス春日」、「清洲の里」、「平安の里」、障害者支援施設「福祉の杜」などがあります。今後、対象となる施設と順次協定の締結を目指します。

Q 5) 指定福祉避難所の開設の基準はありますか

A 5) 原則、本市が災害救助法の適用、又は、適用のおそれがある時に、指定福祉避難所が開設となります。

Q 6) どのような災害規模を想定していますか

A 6) 市での災害救助法適用基準に掲載しています。

Q 7) 直接、指定福祉避難所に避難できませんか

A 7) 原則、直接避難はできません。指定一般避難所に避難された中で、要配慮者とされている方の状態や受入施設の被害状況を踏まえ、市が施設と要配慮者との調整を行い関係施設へ案内します。ただし、「災害時避難行動要支援者名簿」に記載された方のうち、「個別避難計画」で支援者と関係施設等で調整が図られたものについてはこの限りではありません。その場合については、避難行動に関わった介助者以外の支援者の方々に、直接指定福祉避難所に避難した旨を報告してください。

Q 8) 高齢なので優先的に避難できないか

A 8) 治療が必要な方や日常的に全面的な介助が必要な方、家族の介助である程度自立が可能な方など要配慮者の状況を把握（スクリーニング）し、要配慮

者のニーズ・状態に応じた優先順位の決定後に適当であると認めた場合、指定福祉避難所へ案内いたします。

Q 9) 指定福祉避難所へはどうやって行くのですか

A 9) 原則、避難所へ移送は、家族又は支援者にお願いすることになります。ただし、家族や支援者による移送が困難な場合は、市または施設などで移送を行うこととなります。

※ 市や施設で移送する際は、原則、支援者等の同乗をお願いします。

Q 10) 指定福祉避難所はいつも開設しているのですか

A 10) 原則、市が災害救助法の適用を受けた場合において、必要性や対象施設の被害の状況を判断して開設します。基本的には災害発生から7日以内とされています。指定福祉避難所が、早期に本来目的の活動を再開できるよう統廃合など避難所の解消に努めます。

ただし、被災状況等により災害救助法の適用期間が延長されるなど、延長が必要な場合は、市と施設が協議のうえ、期間の延長を行います。

Q 11) 指定一般避難所では対応できないのですか

A 11) 指定一般避難所では、要配慮者避難スペースや教室などを利用した福祉避難スペースなどを確保します。こちらは、配慮を必要とされる方が一時的に避難できるスペースとして活用できますが、個々の配慮が必要な方は指定福祉避難所の受入体制が整い次第、移動をお願いすることになります。

Q 12) 直接避難の対象としていない要配慮者や一般市民が指定福祉避難所に一時避難した場合はどうなりますか

A 12) 直接避難の対象としていない要配慮者が市の判断を受けずに避難された場合は、施設でいったん受け入れてもらい、医療・救護班の保健師等の巡回の際に指定福祉避難所における受け入れの必要性について判断します。

Q 13) 指定福祉避難所等で身体状況が悪化した時の対応（緊急時対応）はどうなりますか

A 13) 指定福祉避難所等に受入した要配慮者の方は身体状況等の悪化により、医療処置または治療が必要と判断された場合は、速やかに医療機関で受診できるよう対応をお願いすることになります。

Q 14) 生活支援は誰が行いますか

A 14) 要配慮者に係る医療及び介護情報が共有された施設職員、介助者あるいはボランティアの方に従事してもらいます。

Q15) 社会福祉施設等への緊急入所はできないのですか

A15) 緊急入所の対象となる方は、指定福祉避難所での生活が困難であって、入所介護を要する概ね要介護度3以上の高齢者または入所支援を要する概ね障害支援区分1以上の障害者を想定しています。この場合、介護保険法または障害者総合支援法に基づく入所であり、災害救助法の規定は適用されませんが、市では指定福祉避難所の開設期間と同様に入所期間を設けることとします。

Q16) 高齢者福祉施設における緊急入所との関係について

A16) 高齢者福祉施設は、災害、事件、事故等により緊急に入所が必要な場合に、支援が必要な高齢者等を入所させることができるものとし、指定福祉避難所への要配慮者の受け入れと、高齢者福祉施設における緊急入所による受け入れについてその関係性を整理する必要性があります。

高齢者福祉施設が指定福祉避難所として開設した際、災害救助法に基づき受け入れした要配慮者と緊急入所として受け入れした方との間で、介護体制、経費負担の面で公平性が保てなくなるため、指定福祉避難所の開設が決定した高齢者福祉施設においては、災害発生当初は緊急入所として扱わず、災害救助法に基づく要配慮者の受け入れを行い、避難所対応が落ち着いたのちも継続して入所が必要な方について、受け入れ先を確保したうえで緊急入所に切り替えていく等の検討を進めていただくこととなります。

障害者支援施設においても同様です。

Q17) 指定福祉避難所を閉鎖するにあたり、要配慮者や継続的に介護サービスが必要とする方々については特に留意することはありますか

A17) 避難された要配慮者、支援者やケアマネジャー等により、指定福祉避難所退所後も適切な日常生活が送れるよう必要なサービスの適用、適切な施設の紹介など、受入場所の検討をしたうえで避難所の閉鎖に向けて整理していただく必要があります。

Q18) 指定福祉避難所を開設し、要介護者等を受入れた時の報酬は、どのように支払われますか

A18) 災害救助法の対象(1人1日当たり340円、7日以内、期間延長の場合は実費加算)となります。

緊急入所施設の場合は介護保険での入所者と同様の対応です。

Q19) 指定福祉避難所に家族の付添いは認められますか

A 1 9) 本人の状態により付添い(家族) 1 名を認めます。

Q 2 0) 介護する職員が、被災し参集できない場合は、「開所なし」でよろしいですか

A 2 0) 開所はしません。ただし、他県等から職員派遣又は災害ボランティア等の派遣ができる場合は開所を依頼する場合があります。

Q 2 1) 指定福祉避難所で受け入れる避難者は、どのように決めますか

A 2 1) 市職員によるスクリーニングによって決定いたします。

Q 2 2) 足の不自由で近所の方が避難したいと指定福祉避難所へやってきました。受け入れてよろしいでしょうか

A 2 2) 指定福祉避難所での受け入れをせず、市の避難所に行くようご案内をお願いします。市でスクリーニング実施後に避難者を決定しますので、身体が動かせない等の状態の場合は、市の災害対策本部へご相談してください。

Q 2 3) 飛び込みで北名古屋市民以外の方が指定福祉避難所へ避難に来ました。市民以外も受け入れますか

A 2 3) 指定福祉避難所での受け入れをせず、Q 2 2と同様の対応をお願いします。

Q 2 4) 指定福祉避難所を開所した場合、市から生活物資(飲料水、食料)の支給はありますか

A 2 4) 市が備蓄している生活物資(飲料水、食料)を支給いたします。

Q 2 5) 指定福祉避難所の開設で市と協定を結んだ場合、災害時、迅速に対応ができるよう発災前に生活物資(飲料水、食料)を支給してもらえますか

A 2 5) 災害前に生活物資(飲料水、食料)を支給はいたしません。発災後、指定福祉避難所の開設時に生活物資(飲料水、食料)を支給いたします。

Q 2 6) 指定福祉避難所の開設をした場合、災害用無線又は災害用携帯電話等の用意はありますか

A 2 6) 災害用無線・携帯電話は市で保有している数量に限られており、全て災害時の用途が決まっております。そのため、連絡につきましては固定電話もしくはお持ちの携帯電話より市の代表番号(0568-22-1111)にお電話ください。

Q 2 7) 指定福祉避難所の開設をした場合、発電機は借りることはできますか

A 2 7) 発電機については発災後、すぐにお貸しすることは難しいですが、国、他自治体もしくは生活物資の供給に関する協定を締結している協定先より借用しだい、お貸しします。

Q 2 8) 指定福祉避難所の開設をした場合、段ボールベットや毛布等は市から借りることはできますか

A 2 8) 指定福祉避難所の開設状況を把握し、生活するうえで必要な物資を対象者の状況に応じて提供いたします。

Q 2 9) 指定福祉避難所の開設をした場合、市職員の派遣はありますか

A 2 9) 市職員の派遣はありません。人的な応援が必要な場合は、市から県に人的派遣要請をいたします。

Q 3 0) 災害ボランティアによる人的支援を求めることはできますか

A 3 0) 災害ボランティアが必要であると市が判断した場合は、市から社会福祉協議会を通じて、災害ボランティアによる人的支援を要請いたします。

Q 3 1) 指定福祉避難所を統合・閉所する場合は、どのタイミングですか

A 3 1) 指定福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難数にばらつきがある場合は統廃合を図り、また、避難している要援護者が撤収し、指定福祉避難所としての目的を達成したときは指定福祉避難所の指定を解除(閉設)します。